



消費生活センター くらしナビ

ダイエットサプリを[100円]で買ったつもりが 最低4回購入が条件の定期購入だった。

事例

スマホに出ていた「モニター料金 100円」というダイエットサプリの広告を見て申し込んだ。商品を受け取り代金100円も振り込んだ。ところが昨日2回目という商品が届いた。事業者「申し込んでいないので、返品する」と連絡すると「最低4回が条件の定期購入である、広告にも書いてあった」と言われ解約できなかった。

初回特別価格

100円

限定!



助言



「お試し1回500円」「初回300円」「1回目90%オフ」など、低価格で購入できることを強調した広告をみて申し込んだ健康食品や化粧品等のインターネット通販に関するトラブルの相談が多数寄せられています。

トラブルになった販売サイトでは、通常価格より低価格で商品が購入できることを強調していますが、実際には低価格で購入するためには定期購入が条件であり、こうした条件が金額の表示より小さく目立たない文字で表示されていたり離れた位置にあったり、支払い総額の表示がないなど本来の契約内容を認識しづらいケースがみられます。

しかし、消費者が解約したいと申し出ると「定期購入が条件なので途中での解約できない」と断られたり、解約できる場合でも、通常価格との差額の支払いを求められたりして、思いもよらず高額な費用の負担を強いられるケースが多くなっています。

また、消費者が定期購入の条件が付いていることを認識している場合でも、契約条件の期間終了後、解約の連絡をすると「解約の申請期間外なので受け付けられない」と言われたり「何度電話をしても通話中でつながらない」などのトラブルもあります。

通信販売には、クーリングオフ制度はありません。 広告や利用規約に定められた内容に従うこととなります。

商品を注文する際には、定期購入等の条件が付いていないか、支払う総額はいくらになるのかなどの契約内容や解約条件をしっかりと確認し「利用規約」は必ず読みましょう。トラブルになった場合に備え、申し込み時の広告や最終確認画面を印刷するかスクリーンショットで残しておきましょう。

相談専用電話 **6998-3600**

相談時間 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

守口市消費生活センター（守口市役所内）

消費者ホットライン 188（局番なし）